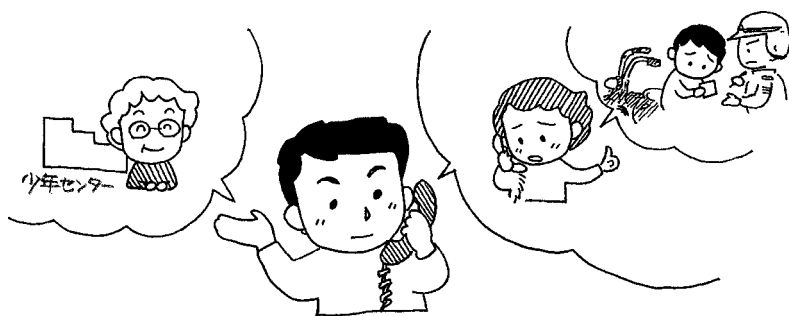


関係機関 少年センターとの連携

Uさんは、中学1年生までは、特に大きな問題行動があるわけではなかったが、学校での友人関係のもつれやそれに起因する様々な出来事が重なり、不登校になりつつあった。中学3年生の1学期からは、ほとんど登校せず、家でテレビゲームをしたり、地域の怠学傾向のある上級生たちとも付き合ったりするようになってきた。

あるとき、母親から担任の所へ、「Uが、オートバイの無免許運転で警察に補導された。」という電話が入った。聞けば、何度も深夜徘徊や万引きで補導されていたという。

担任は、Uさんと連絡をとりたいと思ったが、まったく連絡がつかない。保護者は、「家庭では大きな問題は見当たらず、どうしてこうなったのか分からない。」と困った様子であった。そこで、警察が関係していることもあり、一度Uさんを連れて地域の少年センターに行き、カウンセリングをしてもらうことを勧めた。その上で学校、保護者、少年センターで連携をとってUさんを支えていくことを確認した。



今後、地域の警察との関わりが継続しそうな内容の事例では、少年センターとの連携が有効です。

少年センターとは

少年センターとは、警視庁の管轄する事業所で、20歳未満の少年の非行防止や健全育成にかかわる相談を受けています。保護者や教員などの関係者から少年非行などに関する相談を受け、心理の相談専門職員による子供や親に対するカウンセリングなどを通じて、問題解決への指導・助言や援助をしています。

学校と少年センターとの連携

学校と少年センターの連携には、以下のようなことが考えられます。

日常的な連携として

- ① 少年センターの相談員に、学校における少年非行や健全育成に関する助言を受ける。(学校に対して)
- ② 相談員に地区の生活指導部会に参加してもらい、地区の生活指導の状況を把握してもらった上で、助言を受ける。(地域に対して)
- ③ 少年センターから、少年非行に関する情報を得る。

個々の事例に関する連携として

- ① 少年非行や健全育成に関する子供の問題について、保護者や子供に少年センターでのカウンセリングを勧める。
- ② 保護者の許可を得た上、カウンセリングを受けている子供についての情報交換を行う。
- ③ 少年センターの相談員を、事例研究会などに講師として招く。